

## FCO-OP

発行日 2017年1月15日 くらし見直し委員会 発行者 LPA活動 発行責任者 高木 美根子

No.126

# 介護保険を知りましょう! その 1

# 1.介護保険の仕組みと加入者

介護保険制度は各市町村が保険者となって運営しています。

40歳以上の皆さんは加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときに、費用の一部 を支払って、サービスを利用できる仕組みです。サービスを利用するには、申請と事業者との契約が必要で す。制度をしつかり理解しておきましょう。

①被保険者(加入者) は年齢によって2つに分かれます。

**第1号被保険者** 65歳以上の人。

**第2号被保険者** 40歳~64歳までの人。



### ②申請手続き

まずは、 かかりつけ医に相談を



- 区役所介護保険担当で「要介護認定」の申請をします。
- む「訪問調査の結果」と「主治医意見書」により、 介護認定審査会で審査します。
- む「非該当」となる場合もあります。

# 要支援 1 • 2

地域包括支援センターに 連絡してください。 地域包括支援センターが 介護予防マネジメントを 行います。

# 要介護 1~5

## 自宅で生活したい

居宅介護支援事業者を選び 直接連絡してください。 居宅介護支援事業者のケア マネジャーがケアマネジメ ントを行います。

#### 介護保険施設等へ入りたい

入所する施設等を選び直接 申し込みます。

※特別養護老人ホームの入所 対象者は、原則、要介護3以上 です。

サービス事業者と契約

## 施設等と契約

# サービスの利用

#### 介護予防サービス

地域密着型介護予防サービス

## 居宅サービス

地域密着型サービス

'※介護保険については、3回シリーズで今後も お伝えします。

# 施設サービス 介護保険3施設

- 特別養護老人ホーム
- 老人保健施設
- 介護療養型医療施設

LPAは組合員の「くらしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL:092-947-9003 FAX:092-947-9192